

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内 容
1. 商品名	野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)
愛称	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2008年 7月 30日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	新興国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 新興国株式マザーファンドは新興国の株式(DR(預託証券)※を含みます。)を主要投資対象とします。 ※Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。 ●株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。 ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●株式への実質投資割合には制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ●デリバティブの使用および外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)
決算日	毎年5月10日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(原則5月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金は、自動的に再投資されます。 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
償還条項	委託者は信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ●純資産総額に対して年0.275%(税抜年0.25%) (内訳: 委託会社0.1265%(税抜0.115%)、販売会社0.1265%(税抜0.115%)、受託会社0.022%(税抜0.02%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の、当該借入金の利息は、ファンドから支払われます。 ●ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。 ●ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払われます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	● ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
8. お申込み不可日等	● 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。申込日当日またはその翌営業日が香港取引決済所の休業日と同日付の場合／申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合／申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合 ● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの購入、換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各受け付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。
株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動の影響を受けます。 特にファンドが実質的に投資を行う新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。 特にファンドが実質的に投資対象とする新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
その他留意点	● ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。 ● 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。 ● ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。 ● 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などにはファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 ● ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	野村アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	野村信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

(運営管理機関) リソナ銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。